

## 物品の購入に係る入札説明書

この入札説明書は、物品の購入契約及び製造請負契約について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

### 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格（以下、「物品購入等に関する入札参加資格」という。）のうち、営業種目12「木工製品」を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて営業種目12「木工製品」の参加資格を認められた者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、物品購入等に関する入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (7) 静岡県内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

### 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案、入札心得書を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約

金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式第1号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、別記3に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、郵送又は電送による入札は認めない。

ア 入札金額

イ 品名、規格、数量

ウ 入札年月日

エ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表の氏名）及び押印

オ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）

入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「調達物品名」の入札書在中」と記載しなければならない。

カ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙様式第2号による委任状を持参させなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (8) 入札執行の日時及び場所は、別記3のとおり。
- (9) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所で行う。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (11) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。
- (12) 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
- (13) 入札執行回数は2回を限度とする。

4 入札保証金及び契約保証金  
免除する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した競争入札参加資格者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 供給物品名に重大な誤りがある入札書
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

## 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 9 入札参加資格の確認等

- (1) この入札への参加を希望する者は、別記2の期日までに下記の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、期日までに書類を提出しない者又は入札参加資格を認めらなかった者は、本入札に参加することができない。
- (2) 提出書類は、次によるものとする。提出は各1部とし、提出先に持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）すること。電送によるものは受付しない。
  - ア 入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号）
  - イ 納入確約書（別紙様式第4号）
  - ウ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し又は競争入札参加資格があることが分かる書類
- (3) 入札参加資格入札参加資格の確認は、資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年1月17日(月)までに電子メールにより通知する。
- (4) その他
  - ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- オ 提出された申請書及び資料は公表しない。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

10 現場説明会

現場説明会は実施しない。

11 その他の必要な事項

- (1) 本件調達に関する照会先は別記4のとおりとする。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- |                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| (1) 入札番号           | 富世企第 129 号                          |
| (2) 調達物品名及び納入数量    | ショップ商品展示用什器 12 台及びカフェ食品トレイ返却用什器 1 台 |
| (3) 調達物品の規格、品質、性能等 | 仕様書による。                             |
| (4) 調達物品に関わる条件等    | 仕様書による。                             |
| (5) 納入期限           | 令和 4 年 3 月 31 日（木）                  |
| (6) 納入場所           | 静岡県富士山世界遺産センター                      |

### 2 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| ア 提出期限 | 令和 4 年 1 月 14 日（金）午後 5 時まで |
| イ 提出場所 | 郵便番号 〒418-0067             |
|        | 所在地 静岡県富士宮市宮町 5-12         |
|        | 機 関 名 静岡県富士山世界遺産センター企画総務課  |
|        | 電話番号 0544-21-3776          |

### 3 入札の日時及び場所

- |    |                          |
|----|--------------------------|
| 日時 | 令和 4 年 1 月 19 日（水）午後 3 時 |
| 場所 | 静岡県富士山世界遺産センター 1 階 研修室   |

### 4 本件調達に関する照会先

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 郵便番号  | 〒418-0067           |
| 所在地   | 静岡県富士宮市宮町 5-12      |
| 機 関 名 | 静岡県富士山世界遺産センター企画総務課 |
| 電話番号  | 0544-21-3776        |